

入会金及び会費に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は一般社団法人高知県建設業協会の定款第7条の規定に基づき、会費及び入会金に関する必要な事項を定める。

(入会金及び会費)

第2条 入会金及び会費は次のとおりとする。

	入会金	会費 (年額)
正会員	0 円	5,000 円
賛助会員	一口 10,000 円	一口 10,000 円

(改 正)

第3条 本規程の改正は総会決議により行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人高知県建設業協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。